

【概要】令和5年度 稼げる観光商品化支援事業補助金 交付要綱

<事業目的>

富山市が拠点となる高付加価値な観光商品の開発を推進するため、**市内の観光関連事業者が行う「稼げる観光商品」の造成経費に対し、費用の一部を補助することにより**、新たに稼げる観光商品の開発を推進して観光地としても選ばれる都市を目指すことを目的とする。

<対象事業>

- ① 富裕層にも対応できる高付加価値な観光商品造成に係る事業
 - 観光プログラムや観光ツアーといった上質な観光商品を新規に造成するものを想定。
- ② S D G s 教育旅行プログラム造成に係る事業
 - 富山市 S D G s 教育旅行に合致するプログラムを想定。

<補助内容>

対象経費の2/3以内（限度額30万円）の補助金交付

補助対象経費

- 商品開発に係る、アドバイザー謝礼、旅費、委託料、調査費、備品購入費
- 媒体制作に係る印刷費、デザイン費
- 広告宣伝費（P R 事業費）
- その他協会が認める経費

<対象事業者>

富山市内の観光関連事業者

宿泊業、交通・運輸業、旅行業、
アクティビティ、旅行関連施設等の事業者

<事業の流れ>

受付期間（予定）

令和5年6月1日から令和5年7月28日まで（17：00必着）

審査

採択の通知

令和5年8月上旬

事業開始

採択決定日から令和6年1月28日まで

実績報告書等の提出

令和6年3月12日まで